

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和3年3月30日提出

今治市長 徳永繁樹

記

今治市吉海町 矢野峰廣

今治市阿方 志賀啓二

今治市別名 稲田守

今治市新谷 森幸江

今治市近見町 大成和幸

今治市大三島町 藤原喜久江

今治市馬越町

越 智 洋 子

「理 由」

矢野峰廣委員、河上哲郎委員、志賀啓二委員、多和佐代子委員、稲田守委員、森幸江委員の任期が令和3年6月30日で満了し、益田厚美委員が令和2年10月31日で退職したため、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。